

第3回熊本市行政区画等審議会

日時：平成21年12月3日（木）10：00～

場所：KKRホテル熊本 2階「ローズルーム」

開会時間 10時00分

終了時間 11時55分

○出席委員等（22名）

会 長 桑 原 隆 広

副 会 長 上 野 眞 也

委 員	竹 原 孝 昭	江 藤 正 行	上 村 恵 一
	牧 野 光 明	戸 内 敏	赤 星 香世子
	林 美 貴	岩 永 則 勝	植 村 米 子
	大 澤 一 史	新 立 順 子	中 尾 保 徳
	堀 義 徳	南 景 子	村 上 一 也
	森 徳 和	米 村 昌 昭	檜木野 史 貴
	池 部 正 剛	祐 名 三佐男	

オブザーバー

塩 塚 誠 二

○欠席委員等（6名）

崎 元 達 郎	大久保 太 郎	織 田 幹 夫
森 日出輝	吉 村 一 郎	喜 安 和 秀

第3回熊本市行政区画等審議会

日時：平成21年12月3日（木）10：00～

場所：KKRホテル熊本 2階「ローズルーム」

会 議 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 行政区画の編成の検討に当たっての基準の決定について

(2) 区役所の位置の検討に当たっての基準の決定について

4 その他

5 閉 会

開会時間 10 時 00 分

司会

それでは定刻になりましたので第3回 熊本市行政区画等審議会を始めさせていただきます。本日はご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

早速ではございますが、本日配布いたしております資料の確認をさせていただきます。お手元に1枚もので「会議次第」「席次表及び出席者名簿」それと冊子で「審議会資料」「参考資料」、各種地図関係の以上6種類の資料を配布いたしております。不足等がございましたら事務局までお申し出いただきたいと思います。なお、本日出席者名簿に載っておりますが、織田 幹夫委員におかれましては急遽ご欠席との連絡を受けておりますのでご報告申し上げます。資料のご確認ありがとうございます。お手元に配布いたしております会議次第に従いましてこれから進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして桑原会長からご挨拶をお願いいたします。

桑原会長

おはようございます。第3回目の行政区画等審議会ということで早くからお集まりいただきましてありがとうございました。

前回の第2回はこれから私たちが作業を進めていくにあたりましての1つの基準、目安をどうあるべきかということでご審議いただいたわけでありまして。それで今日は前回の皆さん方のご意見を踏まえまして事務局の方で2つの基準、1つは行政区画の編成に当たっての基準ということ。もう1つは区役所の位置の検討に当たっての基準。この2つのたたき台を出してもらっております。今日皆さんにご議論いただきまして出来ましたら今日ここで基準というものを決定させていただきまして、それに従いまして今後この2つのテーマについての作業を具体的に進めていきたいと思っておりますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

司会

ありがとうございます。それでは早速議事に入ってまいりますが、熊本市行政区画等審議会要綱第5条第1項の規定により「会長が会議の議長となる」となっておりますのでここからの進行を桑原会長をお願いいたします。

会長

それでは議事に入らせていただきます。最初にこの会議の成立につきまして事務局からご説明をお願いします。

事務局

事務局の平塚と申します。本日は委員28名のうち23名の委員の皆様にご出席をいた

だいております。従いまして当審議会の要綱第5条第2項の規定により本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

会長

事務局からご報告がありましたように本日の会議は成立しているということでもありますので議事を進めさせていただきたいと思います。

実は、この審議会が始まります少し前にお二方からこの審議会にご要望をいただいております。皆さんのお手元にその写しが配られているかと思いますが、1つは今はずでに熊本市になっております旧北部町の3つの小学校区の自治協議会の会長さんの連名で要望書が提出されました。私と上野副会長でお受けしてご説明をお伺いしました。もう1つは1枚紙ですけれども旧富合町からも合併特例区協議会の会長さん、それから区長会長のお二人の連名により要望書の提出がありました。こちらの方も私と上野副会長でお話をお聞きして要望書を受け取らせていただきました。ご覧いただきますと旧北部町の方の要望書は2枚綴りになっておりますけれども、私の理解した範囲でポイントをお話いたしますと、旧北部町につきましては2頁目の「要望書」というのがありますが、その段落の3つ目の後ろから3行目ぐらいから「区役所の位置を植木町庁舎とするということが協議会で決まっておりますけれども、行政区の区割りについては行政区画等審議会で審議する事になっております。」ということで、その次の頁にいきましてここからが北部町の今の3名の会長さんのご要望ですけれども5行目から「今回の私たち北に位置する住民といたしましては、高平、城北、楡木、麻生田、楠、武蔵や龍田町等の北の区割りの区役所の位置を考慮してもらいたいと願っています。」といったようなご要望でした。それから富合町の2名の会長さんからのご要望ですが、ポイントいたしましては、最初から3行目のところ「旧富合町は、合併に際に紆余曲折を経て、最終的には熊本市への通勤通学率や買い物率等が示すとおり熊本市と生活圏が一体であること、熊本市が政令指定都市となることにより、熊本市の発展がひいては富合町の発展に繋がること等、熱慮を重ね他町にさきがけ熊本市との合併を選択いたしました。」ということで、その次の段落で「つきましては、富合町地区の区割り等に関しましては、このような合併の経緯をご高察いただきたい。」ということで熊本市との一体性をいうものを重視していただきたいというような話をお伺いしたところでございます。私が要望書をいただくにあたって理解したのはそんなところでございますが、ご報告させていただきます。

はい、どうぞ。

牧野委員

要望書等が今まで出てきておりますけれども、今後この要望書というのがどういうふう to 処理していかれるのか、一定のルールを作るべきではないかというふうに私は思っております。何故ならば今後具体的に becoming くるほどこういうものが出てくるのではないかと

私は心配しております。そういった点で一定のルールを作って処理してもらいたいというふうに思っておりますが、お願いしたいと思います。

会長

そうしたことも含めてこの後議論していただきます基準の中で考えていきたいと思えます。

他にいかがでしょうか？

はい、どうぞ。

戸内委員

城南町の要望書を出しておりますけれども、私は城南町議会代表の戸内でございますけれども、再度私から要望の発言をさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか？

会長

はい、どうぞ。

戸内委員

すでに当審議会の皆様には城南町から熊本市長に対して提出しました区割りに関する要望書をご覧いただいております。城南町と旧富合町においては古くから繋がり一体性があり、また市の区域と緑川を隔てるといった地理的特性があることは皆様方も先達での現地視察でご認識をいただいたかと思えます。確かにこのようなことも区割りにおける大きな判断要素でありますけれども、私が何よりも申し上げたいのは、城南町が熊本市との合併に至るまで町内において様々な困難と難題を乗り越えやつの想いでたどり着いたということ。さらに政令指定都市を目指しておられた熊本市と一致団結して取り組んできたことによって特例法の期限内に政令指定都市要件を満たすことに大きく貢献したのではないかということです。今回の区割りと区役所の位置の決定次第では住民サービスの低下に繋がるのではないかとといった不安が城南町民の中に多数あることは勿論、市と合併して良かったと町民が思えるようにするためにも私たちは今回の区割りに関しては最大限の努力をしていかなければならないというふうに考えております。幸い今回の区割りにおいて設置される区役所については大区役所を考えておられるようでありますが、私たちの要望どおりの区割りを認めていただき、さらには城南町に大区役所を設置していただきますならば隣接する旧富合町の住民の方々はもとより、未だに合併に関する不安を抱える城南町民に対して現在の総合支所や区割り後の出張所よりはるかに充実した住民サービスの提供が可能となることは明らかで、ひいては新市の南部地域の発展に繋がるのではないかというふうに思っております。当審議会は諮問機関であり最終的な決定はあくまでも国、県及び市当局、そしてまた市議会での手続きを経てなされるわけであり思えますけれども、どうか城南

町の想いを汲み取っていただいて当審議会における答申の決定につきましては格段の配慮をいただきますよう改めて強く要望いたします。以上です。

会長

ありがとうございました。植木町の議長さん、城南町の議長さんからそれぞれお話がありました。植木町との合併協議会の合意事項、それから城南町との合併協議会において出された意見、さらには城南町長、議長さん等からの要望書につきましては前回ご説明させていただいて前回の資料に収録されておりますのでそれも合わせてご検討いただければというふうに思っております。そういうことで本日の2地域からの要望については以上でよろしいでしょうか？

続きまして、前回の審議会では委員の皆さんからご質問がありました事につきまして事務局から回答をお願いしたいと思います。前回区役所の出張所の件、それから中学校区及び小学校区の緩衝区域の取扱いの件、さらには政令指定都市に移行した後のすでに政令指定都市になった都市について住民がどういうふうに出て止めているのか、そういうアンケートとか資料とかなないのかというようなお尋ねであったかと思っておりますので事務局からご回答をお願いします。

はい、事務局。

事務局

続けてご説明させていただきます。まず第1点目の出張所の機能でございますけれども、これにつきましては区の編成あるいは区役所の位置の決定後に協議したいというふうに考えておりますのでご了承願いたいと思います。続きまして、前回小学校区を1つの単位とするということに関しましては皆様のご意見が出たところでございますが、中学校区もできるだけ分断しないでほしいというご要望もございましたのでご説明します。恐れ入りますが、中学校区で分断された小学校区というA3の図面をお手元に配布しているかと思えます。右方に①と入っていると思います。実は、熊本市内では17の中学校が小学校区を分断した通学区域を設定されております。2、3例を上げますと一番左の上の方に井芹中というのがございますが、これは花園小の全部と池田小の一部、さらには西里小の一部を取りこんだ通学区域というふうになっております。また中程にございます竜南中学校でございますが、ここは清水小の大部分、さらには黒髪小の一部、さらに飛び地として碩台小学校が竜南中学校の通学区域というふうになっておりますので小学校区を単位とした区の編成を行う際には全て中学校区も同じ区に取り組むということはかなり厳しい作業になるかと思えますので一部では中学校区が分断するようになる可能性というのもあるかというふうに考えておりますので後ほどご報告いたします区の基準におきましてはそうように取り扱わせていただけたらと思ってたき台を出しているところでございます。あと3点目でございます。政令指定都市になった後の世論調査があれば示してほしいという委員の

お話がございまして、1枚ものでございますが、新潟市が平成19年2月1日に政令指定都市になっておりますけれども、翌年の平成20年7月に世論調査を実施しております。この結果を抜粋ではございますけれどもお手元に配布させていただいております。まず、市政全般特性ということで良くなっているものということでは第1位ではごみ処理関係でございます。第2位が公共下水道というようなことになっております。裏面をお願いいたします。今後もっと力を入れてほしいというような分野につきましては高齢福祉が第1位でございました。第2位が保健医療体制の充実というような順位になっております。以上でございます。

会長

ありがとうございます。前回皆さんからご質問があった事項についてまとめて報告していただきましたが、何かさらにご質問、ご意見ありませんでしょうか？よろしいでしょうか？

そうしましたら前回の報告は以上とさせていただきますして本日予定しております議事に入らせていただきたいと思います。本日の議事は2つ予定しておりますけれども順番に進めさせていただきます。最初は「行政区画の編成の検討に当たっての基準の決定について」ということです。前回の審議会に置きまして小学校区は分断しないということにつきましては委員の皆様の方の合意をいただいたものというふうに理解しておりますが、それ以外の基準の案につきましてはそれぞれ皆さんからたくさんのご意見をいただいたところです。そのご意見をもとに事務局でこの基準のたたき台の案を作ってほしいということでお願いしたところでありますけれども、今回そのたたき台となる資料を提示させていただいております。前回同様項目ごとに順番に説明をお願いしてその都度皆さんのご意見をいただきまして一つずつ皆さんのご了解をいただきたいというふうに考えておりますので、よろしくご協力お願いいたします。それでは、1番の「人口規模」について事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

それでは協議会資料の1頁をお開きいただきたいと思います。人口規模、面積規模、地域コミュニティ、公共機関の所管区域、4つの基準を考えておりますけれども、その前段といたしまして1頁に記載しておりますように政令指定都市になりますと市役所本庁は県並み、区は市並みの役割を果たすようになっていられると言われております。従いまして区の単位といたしましては市並みの一定規模が必要となってくるのではなかろうかというふうに考えております。ただし、それぞれの地域の歴史的な経過や合併における経過なども考慮する必要があるかというふうに考えておましてこれが前提をいうふうにご理解いただけたらと思います。その上で人口規模につきましてでございますが、行政効率はきめ細やかな行政サービスの提供という視点から考えますと熊本市における区の人口規模は、10万人

から15万人程度が一つの目安と考えられるというふうなたたき台を作っております。他の政令指定都市でも10万から15万人の人口規模の割合が30%と一番高くなっております。説明は以上でございます。

会長

ありがとうございました。人口規模の前に（１）の下の前書きみたいなところも合わせてご説明がありましたのでこれも含めてご検討いただきたいと思います。

ゴシックで書いてあって並線が引いてある部分は、ここをよく見て下さいという意味でしょうか？

事務局

そうでございます。

会長

そうだそうです。前書きの部分では「それぞれの地域の歴史的な経過や合併における経過なども考慮する必要がある」となっております。最初に皆さんにご報告しました旧北部町や富合町、そして植木町や城南町の議長さんからご発言がありました。こういったものもここで含めてというようなことになるのでしょうかね？

事務局

それを意識して作らせていただいております。

会長

だそうです。それから人口規模のところは「熊本市における区の人口規模は、10万人から15万人程度が一つの目安と考えられる。」ということになっておりまして、こんなところを注目しながら1番の人口規模についてご検討いただきたいということのようです。ということで、皆様方のご意見、ご質問を。

はい、竹原さんどうぞ。

竹原委員

「熊本市における区の人口規模は、10万人から15万人程度が一つの目安と考えられる。」と書いてありますけれども、これにつきましては、事務局はこのような考え方が最もいいのではないかとということでここは考えておられるわけですか？

会長

事務局お願いします。

事務局

書かせていただきました行政効率という観点から申しますと、前回もご説明いたしましたけれども本市は大区役所制を目指しております。そうしますと大体それなりの職員数を配置しなければならないということから考えますと、10万から15万人ぐらいが最も効率的な職員の配置ができるのではないかというふうに考えております。

竹原委員

それでも29.9%ということですので1／3ですね？70%はこれ以外で決まっているということですので、2番目に多いのはどういう形か資料を出して下さい。

会長

ご説明をお願いします。

事務局

ご報告申し上げます。2番目に多いのは15万から20万でございまして21.6%でございまして。その次に多いのは5万から10万でございまして20.4%でございまして。

竹原委員

わかりました。私が言いたいのは、この区割りの一番基本になるのはこれまでの市民サービス、町民サービスが低下しない。そして住民の皆様が納得するような区割りということで考えていただきたいと私自身もそう思っておりますけれども、委員の皆様もその辺は十分考えていただいて今後取り組んでいただきたい。この人口につきましてはこれでいいでしょうけれども、前回の時に地形・地物とか交通問題とかいろいろありました。その中で旧市民あるいは町民の皆様が合併して良かった、政令市になって良かったというそういう都市づくりのためにはなかなか難しいと思いますよ。今までの経済状況とも違いますし、これまでの合併されたところのいろいろな資料に基づいてするのも大事ですけれども、やはり熊本市は熊本市という特異性のあるまちづくりですからこの辺をしっかりと考えて住民サービスの低下につながらないというのが一番の大きな目標ではないだろうかと思いますので私もしっかりと勉強していきますので、皆さん方もよろしくお願いします。

会長

はい、江藤委員。

江藤委員

ただ今10万、15万という数字が出ておりますが、私が一番心配しておりますのは、

事務局にお聞きしたんですけれども、今度の合併については竹原委員からもお話がありました住民サービスの低下ということもよく分かるんですけれども、例えば大きい区役所を何カ所作るといっても市役所にお金がいくらあるんだと。区役所の設置のためにお金をいくら用意しているのかその基準と、また熊本市役所に現在庁舎がございます。今度区役所ができますとその区役所に市役所からのはっきりとした権限移譲も明確にしないとなかなかこの問題はスムーズにいかないと思います。区役所を作るとなった時にバンバン新築を熊本市がやっていいということであればスムーズに行くと思いますけれども。あるいは既設のものを使うのか。今度の合併に伴う先般の会議でもありました城南町、植木町の約束事項も金額にして500億か600億ぐらい約束がございます。そしてまたこの区役所の問題につきましても竹原委員が心配しているようにそういう数字的な例えば10万から15万という数字を出した場合、単純計算したら6か所か7か所の新しい区役所を作るのか。あるいは財政が少ないからこの総合支所なりを生かして行きたいからこういう区分で行った方がいいんだというような明確な財政の問題の指針がないとこれは十分な審議が出来ない。私は絵に描いた餅だと思います。

会長

財政の問題や効率性を含めまして事務局のお考えをご説明ください。

事務局

財政についてということでございましたが、区役所整備に確かに新設をいたしますと相当の経費がかかることとなります。どれくらいの財政の金額を投入できるのかというようなお話でしたが、区役所整備に対してどれくらいということを現時点で想定しているものではございません。ただ、区割りの数、区役所がどういうところに設置をするかによって確かにどうしても新設が必要になるケースもあるかもしれませんし、場合によっては既設のところに一部増設をするというようなことも必要になるかもしれませんが、この後にも出てまいりますけれども私共としてはできる限り既存の施設が活用できるならばそうしていただいて財政的な投入額がなるべく少なくて済むような形でお考えをいただければというふうに現時点では考えているところでございます。以上でございます。

会長

はい、江藤委員。

江藤委員

そういう考えであればもう少し違う角度から例えば総合支所なり、植木町役場を使うとか、城南町役場を使うとかということを先に出していただかないと、区割りしたらここを使うというのは区割り自身が非常に住民サービスに地形的なものあるいは風土、いろいろ

あると思いますが、後からごたごたすると思います。既設の辺鄙なところを利用して使わせていただきますと区割りが決まった後では本当に今まで区割りを一生懸命やったのが本当に住民のためになるかという、それは私はないと思います。だから敢えて事務局の腰を入れて市長とも相談をしながら、例えばこの既設の施設を使わせて下さいという指針が出てそこで初めてその周りで15万から20万の都市にしようとか。あるいは場合によっては10万未満の地域になるかもしれませんが、市内と人口の規模のたたき台という10万から15万が一番いい理想であると、72万を割ると6か所ぐらい作らないといけません。

会長

それはこの前は私もお話しましたね。

江藤委員

そうでしょう。区割りはこうして割りましたと、なら区のはずれが区役所になるかもしれない。本当に財政規模でいくらの建物を作ってもよろしゅうございますと言うなら真ん中の適当なところにするし、市役所でまとめてしていると思いますけれども、市役所の機能をどこまで移すかということも今日もまだ発表はありませんけれども、それによって区役所の規模、位置、いろいろな行き方があるのではないかと私自身は思っております。

会長

はい、赤星委員。

赤星委員

江藤委員がおっしゃるのももつともだと思いますが、そういうことで今回の会議資料に書いてあるのはなにも人口規模だけで決めるという提案ではないと私は理解しているんです。その後の面積規模、地形・地物という地物にはいわゆる区役所の既存のものをどう使うかということが検討されるべきでまた3つ目のコミュニティ、通学の問題です。4つ目の選挙も含めた問題ですとかそういうことを考慮してそれが基準というふうに考えていくべきではないかと思います。それから前回大区役所をやっていこうというふうに合意がおおよそ取れているというふうに私は理解しているんですけども、大区役所がどういう機能を持っているのかというのをを出していただきたいと思います。それと同時に10万から15万というのはあくまでもこれまでのところのデータから出された29%の案であって2番目、3番目のところが勘案されて基準が出てくるのではないかと考えておりますけれども。

会長

はい、森委員どうぞ。

森委員

これは進行の方法についての意見なんですけれども、今赤星委員からご意見がありましたけれども、区割りの考え方というのは総合的に勘案してやるものなので議論の仕方もある人口がどうかというふうにしてしまうとなかなか難しい話というかそれだけが問題かのような形でいろいろな意見が出ていると思うんです。それで事務局に全部説明をしてもらってまとめてそういうものも全部踏まえてどう区割りはあるべきかという議論の仕方をされた方がいいのではないかと思いますので、そういう方法を提案させていただきます。

会長

委員の皆さん、今森委員からご提案のあったやり方でよろしいでしょうか？それでは事務局に一通り全部説明していただいてその後ご意見を伺うということにします。

竹原委員

私はこれは非常に大きな問題だと思うんですね。その辺をこれでいいのかというのをまず議論してそして次に行った方がいいのではないですか？ではないとこれがさっき言いましたように、何のために線を入れてあるかという事務局としてはこういう形でやりたいということですからこれに対して委員の皆さんがどう考えておられるかということがまず大事だろうと思います。そして次に行って相対的に会長さんにまとめていただきませんと。

会長

とりあえず説明を1番の行政区画の編成の基準に当たって説明を通してやってもらってそれから順番に議論していただくということでよろしいでしょうか？

江藤委員

お金のことも。

会長

では経費といいますか、財政的なことについてもう一度事務局からご説明いただきたいと思います。ただし、前回のこの審議会の議論の中で可能な限り既存施設を利用しようということでは皆さん方にコンセンサスをいただいているかと思いますが、それも踏まえてお願いいたします。

事務局

それではもう一度お答えさせていただきますが、区役所、区割りの数がどうなるのかというのはこの審議会の結論を待たないと想定が出来ませんけれども、今私共として例えば5か所とか6か所とか7か所とかいうような区役所を全部新設するというようなことは想定をいたしておりません。既存の施設がいくつかは使われるものであろうということと考えております。ただ、私共として区役所の整備にどれくらいのお金が必要になるのかというのが受け皿としてどれだけ出来ますというのをはっきり想定をしているものでもありません。出来る限り既存の施設を使って整備に必要な経費は抑えたいというのが正直なところでございます。

会長

区役所を既存の施設を優先的に検討していってもどうしてもこの地域についてはそれに相当する施設が見当たらないということになれば新設をいうことになると思います。これは後の方に出てきているんですが、事務局が新設する場合に必要なとお考えになられている区役所の床面積は4,500㎡と書いてあります。仮に1か所4,500㎡の区役所を作るとしたら大雑把に言ってコストはどれくらいかかるのですか？

事務局

他の政令指定都市の例を見ますと建物の建設費だけでだいたい10億円程度。用地費は別にしまして10億円程度の建設費が必要になってくるというふうに考えられます。

会長

だからその10億単位の区役所をいくつ作るか作らないかということかと思いますが。いかがでしょうか？

はい、江藤委員。

江藤委員

今事務局が言った既設の活用と考えているならば既設はどこどこを使うとはっきり出してもらわないと話が前に進みませんよ。

会長

まず、基準のご了解をいただいてその基準に従って具体的な提案をしていただこうと

竹原委員

だからさっき森委員が言われたように全体を説明してから。

会長

では、そういうことで基準の位置について通して説明してそれから項目ごとに順番に議論させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

事務局

それでは少し時間が長くなりますけれども、全部ご説明させていただきます。失礼して着座してご説明させていただきます。

まず、1頁の面積規模でございますけれども、面積規模を考える際にはやはり区役所までの時間的距離に配慮する必要があるかと思います。失礼ですけれども先ほどの中学校区で分断された小学校区という図面の3枚目に熊本市の人口集中図、D I Dと申しますけれどもこの地図を付けさせていただいております。D I Dと申しますのは、人口密度が1㎢当たり4,000人以上いらっしゃる地域ということで橙色で色を付けておりますけれども、熊本市はご覧のように中心部から東部地区につけて人口が密集している地域でございます。従いましてこの面積を一定にいたしますとかなりその中で人口のばらつきが出てくるということで面積の小さな区も想定されますし、ある程度広い区域を一定区域とするような基準も必要であろうかと思います。それから先程戸内委員さんからもお話がありましたように地形・地物というのは大きなコミュニティの分断要因でございます、ここに書いてありますように緑川という川でこの城南、富合地域は概ね分断をされております。それから熊本市域におきましては、後ほどご説明いたしますけれども白川というのが市の中心部を通して流れておりますけれども、行政区の所管区域も先達てもご説明いたしましたけれどもだいたい子飼橋から上あたりはこの白川を堺に所管区域も分かれております。こういう点も配慮する必要があるかというふうに考えております。

次に3番の地域コミュニティ及び通学区域でございます。まず、自治会、区長会の組織については分断しないように配慮することが必要であるというふうに考えております。さらにここに記載しておりますように熊本市内には17カ所の地区公民館、いわゆる公設公民館で職員が常駐している公民館がございます。あちらこちら捲らせて恐縮です、参考資料という厚い冊子の16頁をお開きいただきたいと存じます。ここに公民館の管轄区域とその人口が1,000人単位で記載させていただいております。この公民館、私共はまちづくり交流室という呼び方をしておりますけれども、ここはだいたい小学校区を4つから5つぐらい所管いたしております、この公民館を中心に文化祭が行われるとか、あるいは児童館が併設しているような公民館でございますと母親同士の交流があるという1つのコミュニティを作っている地域でございますので、これも中学校区と同様に可能な限り分断しないようにすることが必要ではなかろうかというふうに考えております。この公民館というのは厳密に言いますと4種類ございます。ここで中央公民館というのが白川公園横にございますけれども、これは公民館の単独館でございます。それが1種類でございます。もう1つが五福のまちづくり交流室でございますけれども、これは公民館に証明書等の発

行を行います市民サービスコーナーを設けた公民館でございます。それが2つ目でございます。それと3つ目が市民センターと併設した公民館が市内に10カ所ございます。これが今申しましたように市民サービスと公民館、さらに児童館を合わせ持った機能を持っている公民館でございます。もう1つが旧合併町に設置しております総合支所と併設した公民館でございます。これが5カ所ございます。合わせて17カ所の公民館をこの管轄図で、これは小学校区の線で分かれておりますけれども、ここでもご覧いただけたらわかるように託麻市民センターと龍田市民センターの境界は白川でございます。地形・地物によって分けられているということでございます。恐れ入ります、協議資料の2頁をお願いいたします。小学校の通学区域については、前回もご承認いただきましたように分断しないものとするとしていただきたいと思います。また中学校区の区域につきましては先ほどご説明いたしましたようななるべく配慮するものとするという基準にさせていただけたらというふうに思っております。また市民の日常生活圏域にも配慮する必要があるというふうに考えております。

4番でございます。公共機関の所管区域及び国政の選挙区でございます。これは全て整合性を図ることは困難ではございますけれども、一定の考慮をする必要があろうかというふうに考えております。この所管区域につきましては、お手元に配布いたしております公民館管轄区域図の次からご説明してまいります。この順番は市民の皆様が直接利用される頻度の高い順に並べさせていただいております。まず、17頁でございますけれども、熊本市は5つの保健福祉センターを所管いたしております、ここに記載しておりますようにだいたい人口規模で申しますと12万から17万の管轄区域を持っております。ここも東保健福祉センターと北保健福祉センターの境界は白川で地形・地物で分かれております。この辺が一つの目安になるかというふうに考えているところでございます。

続きまして18頁をお開きいただきたいと思います。土木センターは旧市内を大きくは3つに分けられております。これは熊本市をアルファベットのYの字の型に切っておりますけれども、土木センターは地形・地物というよりも道路を維持管理するのを主目的とした施設でございますので、道路を中心にやっておりますのでかなりの部分で小学校区を分断しております。

次に19頁の消防署の管轄区域でございます。これも土木センター同様市内を3つの管轄に分けております。これも形は違いますが熊本市をアルファベットのYの字のような形で切ってそれぞれの所管区域を設けているところでございます。

20頁をお願いいたします。衆議員の選挙区でございます。ご案内のとおり植木町は熊本県の3区でございまして、城南、富合地区は4区でございます。それで旧熊本市域を第1区、第2区に分けておりますけれども、第2区の人口が概ね20万人強でございます。第1区が45万強でございます。このような衆議員の選挙区の区割りがされているところでございますが、政令指定都市になりますと区役所で投開票事務を行うということになりますのでこの衆議員の1、2区の線というものについても配慮する必要があるかという

ふうに考えております。

21頁をお願いいたします。警察署の管轄でございます。これも土木センターや消防と同じように熊本市をアルファベットのYの字の形で分割されておりますが、この警察の管轄につきましてもこの北署と東署の管轄の差は白川の上流地域で分けられております。

続きまして22頁からが国の機関の分割でございますが、法務局さんにおきましては、植木町が山鹿支局、城南町が宇土支局というふうに分けられておりまして、主に人口で分けられておりますが、本局と熊本南出張所の管轄でここは土地等を取り扱いになることから面積を重視したような分け方になっているところでございます。

税務署さんが23頁でございまして、これも現在の植木は山鹿税務署、城南町は宇土税務署というような分け方とされておりますが、ここは納税者を対象といたしておられますので人口を概ね半分で割っているというような境界線を引かれているところでございます。

続きまして最後でございすけれども、郵便集配エリアというのを書かせていただいております。基本的には植木は単独した植木支店、城南は単独した城南支店というのを持っておられまして、熊本市はここに記載しておりますように4つの支店と3の集配センターを持っております。基本的に4つの支店に拠点を置かれているということでございます。

続きまして審議会資料の4頁でございすけれども、(2)市役所位置の検討についての基準(たたき台)をご説明申し上げたいというふうに考えております。ここに記載しておりますとおり一般的に言われます大区役所の体制を取ることで区役所の設置により住民の利便性を向上させることとしているということが本市の目標でございます。大区役所を設置する際の他の政令指定都市の例を見ますと人口10万から15万人の区を作った政令指定都市では区役所200名から250名程度の職員を配置いたしております。このようなことから敷地面積、庁舎の延べ床面積というのは一定規模が必要になってくるというふうに考えているところでございます。最近政令指定都市に移行した都市の新設した区役所の延べ床面積の平均は4,500㎡でございます。敷地面積の平均は6,000㎡となっております。区役所の施設の規模でございすけれども、ここで記載いたしておりますように人口規模が10万から15万人の区役所の延べ床面積は4,500㎡を目安とするという基準を設けさせていただけたらというふうに考えております。また、区役所の敷地面積は駐車場等も必要になってまいりますことから6,000㎡以上を目安とするというふうにさせていただけたらというふうに考えております。

5頁をお願いいたします。先ほどから委員の皆様から出ております既存施設の活用ということで先ほどお答え申し上げましたように、既存施設は最大限有効活用させていただきたいというふうに考えております。ただ今の参考資料の郵便集配エリアの表でございすけれども、29頁をお開きいただきたいと存じます。ここに市が持っております主な市有施設というものを一覧表という形で記載させていただいております。敷地面積と延べ床面積を書かせていただいております。この中で先ほどたたき台とさせていただきました人口10万から15万規模の区役所の基準に両方とも合致するというのは市役所本庁舎、北部

総合支所、それと下の方で富合総合支所、さらに城南町役場、植木町役場。富合総合支所と城南町役場は本庁舎のみを面積に出させていただいておりますけれども、富合総合支所と言いますとアスパルホール、城南町と言いますと保健福祉センターというのが隣接しております。これらの面積を加えますと4,500㎡という基準に達するところでございます。また、先ほどもお話がございましたように例えば市民センターを活用するという場合にはここに支所部分の面積を備考欄に記載させていただいております。西部市民センター、ここが秋津の次に広いわけでございますけれども、ここは市民サービスの面積を576㎡持っておりますが、これ以外の市民センターは基本的には小さいところでは100㎡未満、広いところでも250㎡強というような形でございますのでここに区役所を持つてくる場合には増設が必要になってくるということになるかと思います。

続きまして、用地確保の可能性でございます。本市は平成24年4月1日の政令指定都市移行を目指しておりますのでこの4月1日には区役所がプレハブ、出来れば本設で稼働しなければならないわけでございますけれども、この為には早急に用地を確保する必要があるかというふうに考えております。そのようなこともございまして当審議会の選択肢を広げるという意味も含めまして現在熊本県、並びに国に対して処分予定地の処分を留保のお願いをしているところでございます。飛びまして申し訳ございませんけれども参考資料の77頁をお開きいただきたいと思います。その一つが熊本県がお持ちの旧免許センター用地でございます。ここが1万3,640㎡の敷地をお持ちでございます。後ほど申し上げますけれども、こちらは交通の利便性が高いところ、また近くに日赤病院でございますとか県立大学がございまして拠点性も高い地域でございます。次に79頁をお願いいたします。もう一つ処分留保をお願いしておりますのが国がお持ちの税務大学校のグラウンドでございます。これは県立の第二高等学校の前でございまして約8,400㎡の敷地をお持ちでございます。ここは健軍商店街からも近く、また裏の方にバスの時刻表を記載させていただいておりますけれども、交通の利便性ということに関しましては免許センターと変わらないくらいの利便性があるというふうに考えております。

次に4番の交通の利便性でございます。区役所までの時間距離ができる限り短くなるように道路や鉄道、バスなど交通条件の良い位置が望ましいというふうに考えております。熊本市の主要道路は市の中心部から放射線状に伸びております。恐れ入ります、A2広い図面で熊本市の地形図という大きな図面を用意させていただいております。ここで橙色で塗っておりますのが放射道路でございます。赤で塗っておりますのが環状道路でございます。ご覧いただきますとわかりますように環状道路はまだ全部は完成をいたしていません。俗に2環状、11放射路と都市計画では呼んでおりますけれども、放射路につきましてはこの11放射路のうち10放射路が整備済みでございましてこの放射路を中心に公共バス等が走っているということでございます。従いまして先般もお答えしましたけれども、区割り次第によっては区役所への交通アクセスを確保するための区内を循環するコミュニティバスの検討も必要になってくようかというふうに考えているところでございます。

それから市内のバス網でございます。バス網につきましてはA3の表の熊本市公共交通機関路線図というのを参考にお付けさせていただいております。委員の皆様ご案内のように熊本市内には5つのバス会社がそれぞれ路線を持っておりますして合計が84系統でございます。このうち環状線というのは3系統だけでございまして残りの81系統は全て交通センターを通過して放射線状に運行されているというようなことでございまして道路網の整備と合わせまして行政区画の編成に際してはここに留意する必要があるというふうに考えているところでございます。

最後に市民の日常生活における利便性。区役所に単に行くだけではなく近くに病院があるとか商業施設があるとか公共施設があるとかというようなのが住民の皆様にとっては利便性の高い地域であるというふうに考えておりまして、今の公共交通機関の後になろうかと思えますけれどもカラーで第2次都市マスタープランにおける中心市街地地域拠点という図面を付けさせていただいております。本年3月に本市が策定いたしましたこの都市マスタープランと申しますけれども、これにおきましては中心街以外に13か所の地域拠点というのを設けております。この拠点はただ今申し上げましたように商業や行政サービス、医療、福祉、教育などの施設が集積している地域であります。赤い丸でかこんだ地域でございます。市民の皆様の日常生活の利便性の観点から区役所の位置としましては中心市街地や地域拠点に位置する事が望ましいというふうに基準を設けさせていただいているところでございます。以上でございます。

会長

ありがとうございました。議題の1と2を通してご説明いただきましたので委員の皆さんも全体の姿というものもある程度ご理解いただけたかと思います。この後それぞれ個別に皆さんのご意見をお伺いしていきたいと思いますが、全体の説明に対してご意見をお願いします。個別に関してはまたあとでお伺いします。

はい、林委員。

林委員

全体を見てやはり優先順位を付けておくべきではないかなと思います。その優先順位を付けるに当たっては日常生活の利便性が低下しないような優先順位。そのことが一番大事なことだと思いますのでこれから検討していくにあたってよろしくをお願いします。

会長

住民生活サービスが低下しないようにというご意見は最初にもお伺いしました。私も第1回目のご挨拶でそのようなことを申し上げました。それは皆さんの共通の認識としてそれを前提に個々の項目について検討していくということによろしいのでしょうか？そういうことで進めさせていただきます。

他によろしければ個別の検討に入らせていただきたいと思います。この会議資料ですと1頁に戻りますが、順番に人口規模以下についての皆さんのご意見をお伺いしていきたいと思っています。行政区画編成の検討の基準ということで最初の人口基準は特に並線のところ10万から15万に程度が一つの目安ということでたたき台では示されております。この表現からご理解いただけたらと思いますが、一つの目安ということで当然少しはみ出したり、足りなかったりというところも出てくるだろうという意味だと思いますが、いかがでしょうか？

はい、上村委員。

上村委員

今日の議論を踏まえて区割りの問題とか区役所の位置のたたき台が出されると思いますけれども、今までずっと説明を聞いて、あるいは資料を見ていると市民サービスの問題も含めもう少し具体的に職員の配置状況とか区割りの問題とか、あるいは区役所の位置の問題とかそういった諸々の共通する課題をまずは事務局の考えを元にしてもう少し踏み込んだたたき台出してもらわないとなかなか話が進まない面がありますので是非そういう取扱いができればと思います。

会長

細かな話になりますと、区役所でどこまでの仕事も受け持つかというのは今市と県で協議中ですのでそれによってある程度変わってくる可能性はありますけれども、1つは法律で政令指定都市になったら県からこれだけの仕事に移りますという基本的なことは法律で書いてありますからその部分はある程度の見当は付くと思いますし、それにプラスして今どこまで県と市の協議が進んでいるかということである程度の見通しというのはお話しいただけますか？

はい、事務局。

事務局

次回には会長がおっしゃいましたように法令必須事務というのがございます。1番言われておりますのが国県道の管理でございます。指定区間を徐きます国県道の管理。指定区間というのは国が直轄で管理しております市で言うと国道3号、57号これ以外の国道、それと県道の全てが政令指定都市の管理ということになりますのでそういうものでございましたら大体出るのではないかとこのように考えております。次回に。

会長

そういうものも含めて新しい区役所の仕事がある程度皆さんにご理解いただけるようなご説明を次回お願いするということでよろしいでしょうか？

上村委員

もう少し具体的に事務局の考え方に基づいて出してもらった方が踏み込んだ論議ができるのではないかと思いますので、是非そういう取扱いをよろしくお願いしたいと思います。

会長

わかりました。

はい、植村委員。

植村委員

まずこの人口から入られました。ということになりますとこの人口の地図を見ておりますと非常に市の中心部に人口が集中しておりますので周りの方々はすごく人口が少ないですよ。ということになりますと区役所ができた地域からすごく遠いところに区役所ができるというようなことも考え合わせて仕事内容、それから住民サービスの内容も考えていただかないと中心部は近いところの利便性があるところに区役所ができるけれども周りはすごく遠いところまでの距離があるということになりますのでその住民サービスについては考慮いただきたいと思うんですが。

会長

いかがでしょうか？

事務局

ただ今委員さんのご懸念の件につきましては、前回区役所の機能のところでご説明申し上げましたけれども、基本的にはどの区役所でもサービスが受けられる体制を取りたいと。ですからお近くの区役所に行けば保育園の入退園の受付でございますとか、母子手帳の交付とか受けられるようなシステム開発を行っているところでございます。

会長

たぶんそれも一つの手段だと思います。植村さんがおっしゃったように人口密度が比較的低い地域の利便性も良く考えなければならないというのはおっしゃるとおりだと思いますのでそれはそのようにやっていただきたい。その手段の一つが今の話だと思いますが、合わせて区役所の出張所を検討しますよという話も前回ありましたし、さらには地区内を回るコミュニティバスというものも新しく導入することも考えているというお話もありましたのでそのようなものをいろいろ考え合わせながらということだと思いますが、いかがでしょう？

植村委員

結局すごく遠いところに区役所ができるからその利便性をというお願いをしたいと思うんです。江藤委員が言われるように予算の問題というのもございますし、新しく区役所をというようなご計画もあるようでございますが、人口割りでされるなら広い地域に区役所が1か所しかできないということでその住民サービスを懸念しているわけでございます。

会長

そうしたこともよく考慮してこれからの作業を。

はい、竹原委員。

竹原委員

利便性とか人口割りで言いますとはっきり言いまして北部地域は区役所は植木にできるということになっているんですよ。それと利便性というのは今日いっぱい北部から来ておられますけれどもその立場になったら北部が利便性としては近くなるわけですよ。だから基本的な考え方の話の中で整合性がないわけです。だからはっきり言いましてその辺を行政がどう審議されてどう納得してもらうかということでしょうか？だから私はこの間も言いましたように大区役所制、そして本庁が熊本市、それと東西南北といろいろ。仮に言いますと私は中央、東西南北で5区ぐらいが基本ではないだろうかと個人的にはそう思っていましたけれども、行政はおそらく今のは違うみたいですけれども、ただその中で区役所の役割、出張所の役割、これまでは熊本市の本庁がありまして北部支所がありました、市民センターがありました、いろいろあったでしょう？そういうのがどう変わっていくのかという明確な説明がない。ですから事務局はそれを明確に説明する責任があるんですよ。それをすることによって皆さんたちが安心してこの審議会というのは我々が考えていることを代弁していただいているんだなということが分かると思いますから事務局としてはその辺の説明をよろしくお願いします。

会長

今ご説明できるものについてはお願いします。

はい、事務局。

事務局

区役所、それを補完する出張所、こういったもので地域の住民の方にサービスを提供していくということでございますが、最初に前回の宿題ということで出張所の件についてご説明いたしましたけれども、区役所の位置がある程度決まっていりませんと出張所をどこに設置してどの程度の機能を持たせていくかというのがなかなか決めにくい面がござい

ますので区役所の位置がある程度見えてきたら出張所をどこに置いてどの程度のサービスができるというようなことを詰めてまいりたいと考えているところでございます。

会長

はい、江藤委員。

江藤委員

それはおかしいですよ。今の既設の総合支所がありますが、それを全て残すということですか？

会長

はい、事務局。

事務局

総合支所と言われましたが、今ある施設としては総合支所あるいは市民センターというような施設がございます。そういったところをどうするのかというのは先ほども言いましたけれども、どこが区役所になるのかというのを見た上で基本的にどこがどれくらいの機能で残すというようなことを詰めてまいりたいというふうに考えております。

会長

はい、事務局。

江藤委員

逆だと思います。今まで市長や市役所の皆さんは市民の目線にあったサービスの行き届いた政令都市になりますということを答弁しているし、私が心配するのは区役所がその地域によって総合支所や保健センターや福祉センターがあります、その機能を十分説明しないといけないし、区役所はどこでも利用できると言いますが、地元の道路建設とか側溝の陳情とかは当然区役所にいかないとできないんですよ。出張所ではそういう機能はないんですよ。ただ、住民票とか簡単な問題は出張所でできるけれども、そこら辺の区役所ができる機能、総合支所の分担、そこら辺は明確にしておかないと住民サービスの問題は市役所はどんどん切っていきますからね。私も27年議員をしていますけれどもしっかり見ておかないとどんどん切っていきます。だからその整合性をしっかり出してもらわないと残すのか残さないのか。そうしないと口だけは目線にした住民生活と言いますが、けれども決してそうではありません。はっきり言っておきます。

会長

では、赤星委員。

赤星委員

植村委員がおっしゃたように住んでいる人は区役所が今の不自由さがないように思うんですよね。確認したいのは大区役所制になったら例えばAという区役所に住んでいないBの区役所の人だけでもBの人でもAの区役所に行っているいろいろな手続きが可能だと。そのいろいろな手続きの中味です。それがどういうところまで可能なのかをやはり出してもらう必要があると思うんです。Bのところに住んでいてもAにもCにも行っているということがあれば住民はそんなに区役所から離れることへの不安はあまりないと思うわけです。だからその辺の確認を取っていただくと次に進みやすいです。あとはコミュニティをどれだけ守っていくのかということになるかと思うんですけれども。

会長

前回のご説明で窓口サービスは原則どの区役所でも出来ますよというご説明だったかと思います。そのあたりもう一回お願いします。

事務局

前回ご説明が足らなかったと思います。まず保健福祉サービス部門はすべてどの区役所に行かれても出来るというふうに考えておりますし、さらに今保健福祉センターが主に行っている先ほど例を出させていただきましたけれども母子手帳の交付、さらには介護保険の認定、さらには障がい者自立支援法に基づく認定、このようなものはどの区役所に行っても出来るというふうにしたいと思っております。ただ、決定が福祉事務所長を各区に置きたいと思っておりますので受理はいたしますけれども決定するのは隣の区役所と、だからそこで若干の時間のラグは出ると思いますけれども基本的にはどの区役所でも受け付けたいというふうに考えております。

赤星委員

説明の途中に申し訳ありませんけれども、具体的に聞くと高額療養払いという制度がありますよね？ああいうものも直接区役所でOKなんですか？今は市役所に行かないとうまくいきませんか？

会長

はい、事務局。

事務局

今のご質問の高額医療費の5万円以上の分についてはどの区役所でもできるような体制をとりたいというふうに考えております。それと申し遅れましたけれども、今は市民課に各種届出をなされていると思いますけれども、これもどの区役所でも受け付けると、医療

届出でございますとか出生届、さらには死亡届等もどの区役所に出されても大丈夫というような体制を取りたいと思っております。それから土木部門も前回ご説明いたしましたけれども現在は維持補修に関しましては土木センターにご要望が行っているというふうに考えておりますけれども、今考えております本市の区役所の機能といたしましては区の方にご要望をしていただきますと区長の権限で道路の舗装でございますとかカーブミラーの設置、街路灯の設置というような業務につきましては区長にご要望いただきますと区長の権限で執行できるというような体制を取りたいというふうに考えております。以上でございます。

会長

はい、米村委員。

米村委員

今回で3回目でございますが、一つも前に進んでいないような気がします。それから話が先へ先へと進んでいるような気がします。それで一番の問題は熊本市をいくつかの区に分けるのかというのが一番だと思います。それで先ほどから住民サービスの問題とか既存施設の活用というようなことを考えますと、15万人単位のものをもっと小さく10万人ぐらいにした方がそういった状況を満たすと思います。そこで事務局としては次回は例えば人口10万で割れば7つぐらいに割った地図を作ってたたき台を作ってもらってそれから学校とか面積を参考資料にありますようにいろいろな角度から検討していかなければなかなか前に進まないのではないかと思います。次回からは10万人でも15万人でもいいですからたたき台を作ってもらってそれから検討していかなければいけないだろうと思いますのでよろしくお願いします。

会長

私といたしましても今日の2つの基準を皆さんにご了承いただければ次のステップに進みたい、即ち具体的なたたき台の案を検討してもらいたいと思っておりますので。

では、江藤委員。

江藤委員

次にたたき台とおっしゃるけれども、住民の目線にしたものと先ほど利便性と言いますと皆さん利便性は承認したんですから北部町は植木に移すということではなくて北部住民は今の既設の陳情書どおりということで承認でよろしいんですか？そこをちゃんとはっきりしなければ進みませんよ。

会長

私が申しましたのは今日のこの2つの基準について皆さんの合意が得られたとしたらそれに基づいて次のステップとしてさらなるたたき台を作っていただこうと思っていますよと私の考えとして申し上げましたので、それで皆さんからご了承をいただければそうなりますし、あるいは今日この2つの基準が全て了承していただけるかどうかわかりませんが、それ次第なんですが、米村委員のお話で少し具体的な案を示してもらえないかということでしたので私の今の考えはそうですよということで申し上げました。

江藤委員

米村委員がおっしゃることも非常にわかります。大切なことだと思います。しかし、人口72万の政令指定都市、本当に念願した政令指定都市、今日まで長い年月がかかってきました。ここは慎重にやってやはり72万人の立派なまちづくりをする義務があると私は思います。だから小さい問題ですけれども先ほどから言っている住民サービスの問題とか利便性の問題とかは大いに慎重に。市役所は簡単にどこに行ってもできますと言っていますが、そう簡単には出来ませんよ。市役所が区役所に分権する問題をはっきり今日出してくれるんですか？県からの移譲と同時に市役所が区役所にこういう機能を持たせますというものを今日出すならいいですよ。会長出して下さい。

会長

一つはさっきの土木関係については区長の権限にしますというようなお話もありましたけれどもそういったものも含めて少しきちんとしたものを出してほしいと私も思っています。

江藤委員

会長がおっしゃるのもごもっともでわかるんです。しかし、道路の陳情あたりは区役所では出来ないんですよ。補修修理とか今は上手なことを言って逃げている。カーブミラーとかそれは区役所でいいですよ。ならここを新設道路で作ってくれというなら本庁に言ってくれと言うんですよ。だから市役所と区役所の分権をしっかりと出してもらわないとこれは進まないんですよ。

会長

ただし、先ほどお話しましたように県から市にどれだけに移るかということが中心になるわけです。それは県と市で今協議中ですのでこれは他都市の例を見てもかなり長くかかると思うんです。費用負担、財政負担の問題もありますので。ですからそれを待っていたらこの審議会の作業というのは進まないと思うんです。ですからある程度の形でもって議論していただくしかないのではないかなと私は思うんですが、いかがでしょう？

江藤委員

それは市役所からたたきつけられたんでしょう？年内に区割りを上げてほしいとおっしゃたではないですか？我々はそういう気持はないですよ。会長が市役所から言われているんでしょう？

会長

いいえ、それは議事録を確認していただければお解りいただけますが、事務局としてはこういうスケジュールを考えておりますというふうに私は発言しております。

戸内委員

人口規模で10万人から15万人程度が一つの目安と文言が書いてありますけれども、先ほど議長はこの基準からはみ出ることもあるという発言をされましたよね？

会長

はい。目安ということはそう言い方かと。

戸内委員

それについて事務局からはっきり返答をお願いします。

会長

それではご説明をお願いします。

事務局

ただ今の件は「10万人から15万人が一つの目安」という表現でございまして厳密にこの中に収まらなければならないという厳密な基準ではございません。あくまでも一つの目安でございます。上の総論に書いてありますように「歴史的は経過や合併における経過なども考慮する必要がある」ということも書いてございますが、様々な他の要因もありますので場合によってはこれからこの中に収まらないケースもあり得るということで考えております。

会長

よろしいでしょうか？それでは他にありますか？

はい、林委員。

林委員

区割りなどいろいろ決めていくには優先順位をつけるべき要素がいろいろあってそれに

優先順位をつけるということも必要だと思います。もう一つが先ほどご紹介いただきました2件の要望書の位置付けを確認したいんですけれども。

会長

優先順位ということで最初に私の考えを申しますと、これが最優先の基準だというふうにはどれもなかなかならないと思います。波線が引いてある部分は合併における経過などを考慮する必要があるところと人口規模の10万から15万というのと小学校区だと思います。こういったものは優先順位になるかなとは思いますが、これが全てを律するというものではありませんので他の要素も総合的に勘案しながら最終的なたたき台、たたき台というときまたご注意をいただくかもしれませんがそういうところに結びつけたらいいかなと私は思っています。

江藤委員

今林委員がおっしゃったように植木と北部の問題を先にしないと他のまちづくりは出来ません。それから城南と富合の問題を優先順位でどういうふうに方向付けするかという問題が可決すれば後は今までの旧熊本市内の問題ですからそう難しい問題ではないと私は思います。

会長

今日出していただいたたたき台ではさっきお話ししましたこの前書きの部分の波線のところでやや抽象的ではありますが「それぞれの地域の歴史的な経過や合併における経過なども考慮する」というようなことになっておりますので私としてはこういったものも考慮した上で人口規模で言えば10万から15万が目安ということですし、地域コミュニティがあったり、あるいは面積、地形・地物もありますのでそういったものを総合的に勘案して実際にいくつかの考えをここで具体的に議論したらどうかと思うんですけれども。

はい、副会長どうぞ。

上野副会長

それぞれ皆さん住民の利便性を下げない、なおかつ新しい都市として効率的な行政制度を作っていくということで真剣に議論されているわけですが、様々な要因を一度に考えた形で最終的な区割り、あるいは区役所の位置が出来てくるわけですが、それを決めていく時にどういう線の引き方についてお互いに水掛け論になってしまうということがこの会議が結論が出ないというような状況になってしまう原因になっているのではないかなと私は危惧しております。それで今日出されておりますこの基準づくりということを踏まえてこの基準には先ほどから優先順位のこともあります但し利便性を下げない、それから行政効率、あるいは都市の発展の将来性を含めた形でどこかの妥協線を私は見つけ出すの

が今後具体的な案を考えていくにあたって基本的な線、もちろん例外はあると思います。しかし、基本的にはこのルールに基づきながら原則をやっていくということを今日決めるということ今日の会議の重要なポイントではないかなと思うわけです。いかがでしょうか？

会長

よろしいでしょうか？

はい、竹原委員。

竹原委員

前回も申し上げましたように庁内論議をもうちょっと積んでそしてここで堂々と皆さん達に説明しないとなかなか進みませんよ。今副会長さんがおっしゃったように私はそれで結構だと思いますよ。

会長

はい、森委員。

森委員

意見と要望です。意見は今回基準をここで確認しましょうということに関しては大区役所という前提があってそれに見合う原則としての基準としては今日提示されてあるものでいいのではないかと思います。あと、具体的にどういうふうに例外を検討しなければならないということであればこれは具体的に線引きの中で考えればいいことであって、まず原則を決めなければ次に行けないのでそういう面では今日はここで原則の確認だけしたらどうかというのが1点です。2番目としては住民サービスのことが問題になっています。これは次回までに事務局の方で整理をしていただきたいんですが、どの区役所でも出来ますというのはある人がAという区に住んでいて勤め先がBという区であれば昼は勤め先にいるわけですから自分の住所のAではなくBが利用できるということでそういう場合は有効です。ところが、ある人は住んでいるところ勤めているところもAであるとするB区役所を利用できますというのはあまり利便性に関係ないですね。その場合にA区役所のAという区が広くて区役所の位置と自分が住んでいるところの距離的な間隔がある、要するに移動に時間がかかるとか交通便が悪いとかそういう場合に日常的な行政サービスを受けるために区役所までいかなければならないのか、それとも出張所があって出張所がこういう仕事をしてくれるとかその区分けの議論が今日の事務局の話でいうと今の2つが整理されていない。要するに自分の区が広くて自分の家の近くでちゃんとできるかという心配があるのに別の区に行ったら大丈夫というのは答えになっていないです。場面が違う。だから次回までにここを整理して要するに他所で利用できるということと一つの区中で区役

所を中心にいろいろな出張所とかがどういう関係になってどういうサービスが提供できるか、これをちゃんと説明していただければいいと思います。今日はそういう意見がいっぱいあったと思います。ただ、それをもう一度整理して次回までにちゃんと議論の前提にできるような資料づくりをお願いしたいと思います。

会長

2点目のご意見については他の委員さんからもご意見がありましたので事務局で準備していただきたいと思います。一つだけ私が委員の皆さんとこの間富合支所に行った時に改めて認識したことが富合市役所の職員の人たちが「合併してお客さんがすごく増えました。」とおっしゃったんです。私がどうしてですか？と聞いたら、隣の川尻からたくさんおいでになるということで、そういう意味で別の区の区役所であっても隣の区からの利便性があれば双方に利便もメリットがあると思いますのでその点をご理解いただけたらと思います。最初の方の森委員のご意見でこれはこれから作業を進める原則だということで皆さんにご理解をいただいたらどうだということですが、そのようなことで残り時間はそれほどないんですけれどもこの審議を続けさせていただいてよろしいでしょうか？

はい、上村委員。

上村委員

次回の審議会の中でお願いの要望をしておきますが、職員配置というのは住民サービスとは不可欠な問題です。そこで人口がかなり区割りの場合バラつきがあるところがあります。そういったところの職員の配置の状況とそれからサービス面で均衡なサービスが来ているのか、あるいはバラつきの面があるのか、そういった他都市の事例を職員配置なりそのサービス面における例を次回の審議会の時に参考として出してもらいたいと思います。

会長

事務局よろしいでしょうか？よろしくお願いします。

それでは、審議を進めさせていただきますが、(1)の行政区画編成についての原則ということですが、何かここは削った方がいいのではないかとかこういうことを追加すべきではないかとそういうご意見がありましたら伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか？

はい、上野委員。

上野副会長

人口要件ですが10万から15万で30%ぐらい、15万から20万で21.6%だというお話がありました。これでほぼ5割ぐらいなんですけど、これは重要と言いますか、根拠のある数字だと。私たち行政学をやる人間には実は、15万から20万程度の人口規模が

一番行政効率が易い数字なんです。市の要件というのは5万人以上です。それで20万人前後というのは様々な区役所が市の役割を果たしていく際にその人員の編成、あるいは住民との関係性から考えた時に行政効率としては一番望ましい数値でもありますのでここに書いてある数字というのは私は極めて妥当だという数字が出ているのではないかなと。もちろん熊本市の将来を考えますとどう考えてもこういう水準に合致しない例外が出てくるのであろうということを想定した上ですが基本的な考え方としてはこれでいいのではないかなと思っております。

会長

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか？

はい、林委員。

林委員

このたたき台の最後の4番目です。「公共機関の所管区域及び選挙区（国）」と書いてあるところで下から4行目の「全てと整合性を図ることは困難であり考慮するにとどめる。」この考え方はいいと思うんですけども、下2行の「一定の考慮が必要である。」これが具体的にどういうことなのか意味不明なので教えていただきたいんですけども。最後の行の「また国会議員の選挙区については、一部小学校区を分断している地域などの問題があるが」の後です。「一定の考慮が必要である。」の「一定の考慮」というのを具体的に教えていただければと思います。

会長

はい、事務局。

事務局

先ほど選挙区と選挙管理委員会のお話をさせていただきましたけれども、政令指定都市になって区役所が置かれますと区役所に選挙管理委員会を置かねばならないというふうになっております。従いまして各区で投開票事務をするわけでございます。そうしますと熊本市のレベルで申しますとここがずたずたに区割りをしてしまいますとA区役所では1区も2区も投開票の事務をやらなければならないという事態になってまいります。開票事務につきましてはいろいろご批判を受けておりますけれども時間がかかり過ぎるとか各区で起きるというようなことになりかねませんので、できるだけその線というものも一定の考慮をしていく必要があるかというのが後段でございます。前段は小学校区を単位にということもうご承認いただいておりますので、そういう分断している小学校はどちらかにくっ付けなければいけないというような編成になろうかというふうに思っております。以

上でございます。

会長

はい、どうぞ。

林委員

先ほど会長のご説明によりますと、どの1、2、3、4の項目も最優先で順序付けがたいというようなことをおっしゃったんですけれども、私個人としてはこの4番目の項目は日常生活の優先順位をつければその次かなという感じするんですけれども、いかがでしょうか？

会長

私も一委員としてお答えすればそういう感じは持っています。今日は国の機関の方もいらっしゃるのではなかなか申し上げにくいんですが、これは国のそれぞれのお役所が一番仕事をやりやすいような区割りになっていると思うんです。あとは国会議員の選挙区は国の話ですから政府の審議会が決めることになっています。ここでも基本的には小学校区を割らないようにしようとか住民の生活圏に配慮しようとかそういうことで審議はしておりますが、片方で1票の格差を少なくしなければならないということでここに書いてあるような若干こういうこともあるかと思えますけれども、いずれもある程度は住民生活のかわりを持っているけれども直接市の仕事ではないという意味で申し上げれば林委員のおっしゃるようなことと私も同感です。

他にいかがでしょうか？よろしいでしょうか？そういたしましたらこの行政区画編成の検討に当たっての基準ということにつきましては基本的に皆さんのご理解をいただいたということにさせていただきます。

もう一つ資料で言いますと4頁ですけれども「区役所位置の検討に当たっての基準について」ということで5項目示されておりますが、これに関しましてはいかがでしょうか？これも先ほどから出ておりますような出張所の役割をどうするかとか現在あります支所をどうするかというのは大きく影響してくると思いますのでそのあたりの考えについては事務局の方で次回もう少し詳しくご説明していただけるものと思っております。それを前提にこのたたき台につきましてこういったものを追加したらどうかとかここはいかがかと思うとかそのようなものがありましたらお願いいたします。私から申し上げたいのはさっき江藤委員からコミュニティバスのご意見ありましたけれども、私はこの間お話したように以前に静岡市に住んでおりましたので見に行ってきたんです。それでそこは政令市に移行した際にある程度地区を循環するコミュニティバスを小さなバスで100円で乗れるバスが区役所とか公共施設とか回っていきまして、だからこれはいいなと思いました。問題はどれくらいコストがかかるかということでしょうけれども。だから政令指定都市でコミュニテ

ィバスを導入しているところの事例を少し紹介していただいたらどうかと思いますけれども。

コミュニティバスというのはたぶん一般会計で運営する事になりますね。市が決めることですからそういうことでいいんですか？

はい、どうぞ。

事務局

乗客率でございますとか経営状況、この辺をご報告させていただきたいというふうに考えております。

会長

ではこの区役所位置の検討の基準につきまして他にご意見ございませんか？

それでは皆さん方のご理解をいただいたということでそのようにさせていただきたいというふうに思います。これからはこの２つの基準に基づきましてこの審議会として作業を進めたいというふうに思いますけれども、何人かの委員さんからもご意見が出ましたようにやはり具体的なたたき台というものを見ながらそもそも区の数がいくつになるか見当もつかないといったようなご意見も頂いておりますのでそういうことでこの２つの基準に基づきましてそのたたき台を私としては作業をして作ってもらってここに出していただいたらと思いますが、いかがでしょうか？

(異議なし、との返答)

会長

そうしましたら次回はそのたたき台について審議したいというふうに思います。

最後になりますが皆さんからその他何かご意見ご質問はありませんでしょうか？よろしいでしょうか？

(なし、との返答)

会長

そうしましたら事務局から最後をお願いいたします。

事務局

次の開催でございますけれども、各委員さんには事前に１２月の予定をお伺いしております。会場はまだ未定でございますけれども次回は１２月２２日火曜日の１３時３０分から開催をお願いしたいと思います。会場が決まり次第ご通知を申し上げます。

最後でございますけれども、皆様にお配りいたしておりますお名前が入っておりますA2のサイズの図面につきましては次回以降も使用いたしますので今回は回収させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

会長

ではそういうことで資料の返却をお願いいたします。

それでは今日予定しておりました議題は一応終了いたしました。たくさんのご意見をいただきましてありがとうございました。また次回どうぞよろしくお願いいたします。

終了時間 11 時 55 分